

環 境 影 韻 評 價 書 案

—都市高速鉄道第12号線新宿・練馬間建設事業—

昭和63年6月

東 京 都

1. 総 括

1-1 事業者の氏名および住所

(1) 事業者

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木 俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

(2) 都市計画を定める者

氏名：東京都知事 鈴木 俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1-2 対象事業の名称

都市高速鉄道第12号線新宿・練馬間建設事業（対象事業の種類：鉄道の新設）

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、都市高速鉄道第12号線の第二期工事として、渋谷区代々木二丁目から練馬区豊玉北五丁目までの延長約9.1km の鉄道建設事業である。この区間には、新宿駅、西新宿駅、十二社駅、中野坂上駅、東中野駅、中井駅、南長崎駅、豊玉駅（いずれも仮称）の8駅を計画している。

事業計画の概要は表1-3-1、路線平面図は図1-3-1 に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

項 目	内 容
区 間	渋谷区代々木二丁目から練馬区豊玉北五丁目まで
延 長	約 9.1 km
駅	8駅（地下）
単複線の別	複 線
軌 間	1,435 mm
軌 条	50 kg/m
動 力	電気（直流1,500ボルト）
工事予定期間	昭和64年度～昭和69年度
完成予定期間	昭和69年度

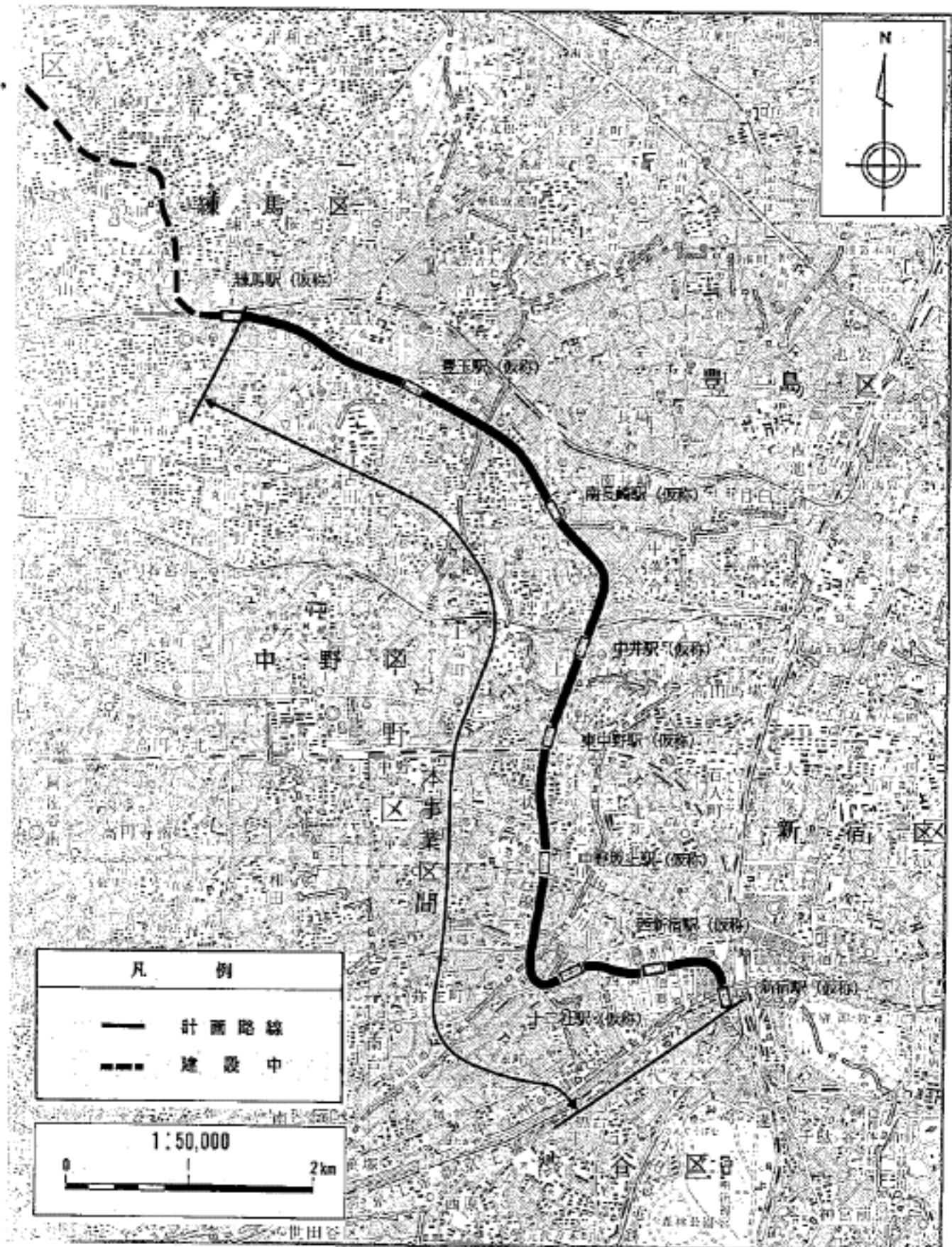


図1-3-1 路線平面図

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況を調査し、対象事業の及ぼす影響について予測と評価を行った。評価の結論は表1-4-1のとおりである。

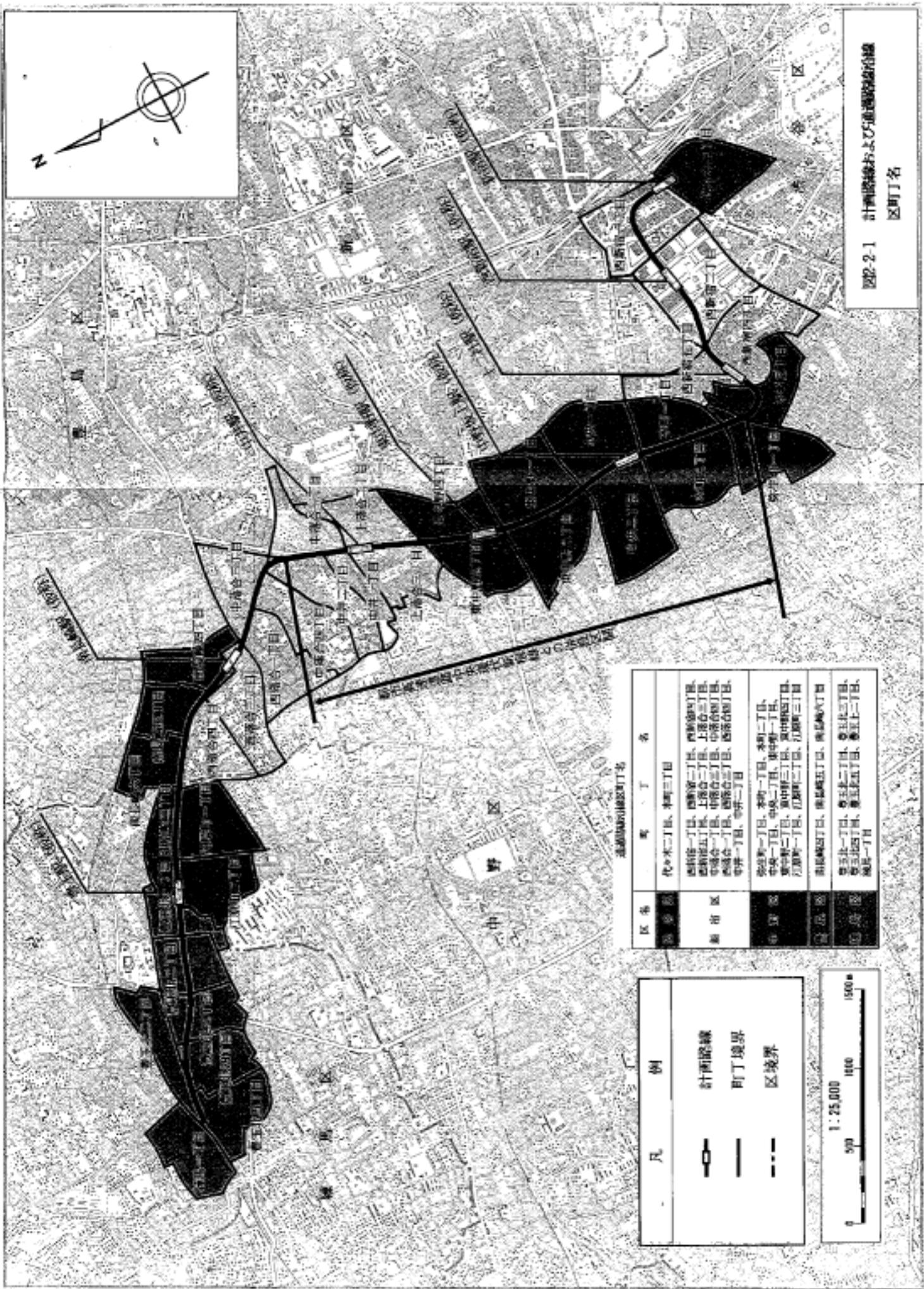
表1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	工事の施行中、工事用車両による大気質濃度への寄与は極めて少なく、環境への影響は少ないものと考える。
2. 騒音	工事の施行中、建設作業の騒音レベルは騒音規制法および都公害防止条例で定める基準を下回っており、さらに工事にあたっては適切な施工計画、工程の調整および低騒音建設機械の導入等を行い、十分な環境保全対策を実施するので、影響は少ないものと考える。また、工事用車両による騒音レベルの寄与は微小(1dB(A)未満)であり、影響は少ないものと考える。
3. 振動	工事の施行中、建設作業の振動レベルは振動規制法および都公害防止条例で定める基準を下回っており、さらに工事にあたっては適切な施工計画、工程の調整および低振動建設機械の導入等を行い、十分な環境保全対策を実施するので、影響は少ないものと考える。また、工事用車両による振動レベルの寄与は微小(1dB未満)であり、影響は少ないものと考える。 供用時の列車の走行による振動は日常生活において支障がない程度であり、さらに防振対策を施し振動の低減を図るので、周辺の生活環境への影響はないものと考える。

予測・評価項目	評価の結論
4. 水質汚濁	工事の施行中、地盤凝固剤を使用する場合は建設省等の指針に従うため、地下水の水質への影響はないものと考える。
5. 土壌汚染	工事の施行中、地盤凝固剤を使用する場合は建設省等の指針に従うため、土壤を汚染することはないものと考える。
6. 地盤沈下	工事の施行中、開削工事区間においては剛性や遮水性の高い土留工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。また、シールド工事区間においても地下水位への影響の少ない閉塞式機械化シールド工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。したがって、地下水位の低下による地盤沈下はほとんど生じないものと考える。
7. 地形・地質	<p>工事の施行中、開削工事区間においては、土地の安定性の変化（地盤の変形）および地下水位の変化のほとんどない剛性や遮水性の高い土留工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。また、シールド工事区間においても、土地の安定性の変化および地下水位の変化のほとんどない閉塞式機械化シールド工法で施工し、さらに入念な施工管理を行う。したがって、影響は少ないものと考える。</p> <p>工事の完了後の地下構造物による周辺の地下水位の変化はほとんどないので、周辺の生活環境への影響はないものと考える。</p>
8. 史跡・文化財	工事の施行中、指定文化財についてはその位置が計画路線から離れており、また、地表への影響が少ないシールド工法で施工するため、影響はないものと考える。また、周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法等の規定に基づき適切に対処するため、影響はほとんどないものと考える。

図2-1 計画路線および通過駅の沿線

区町丁名



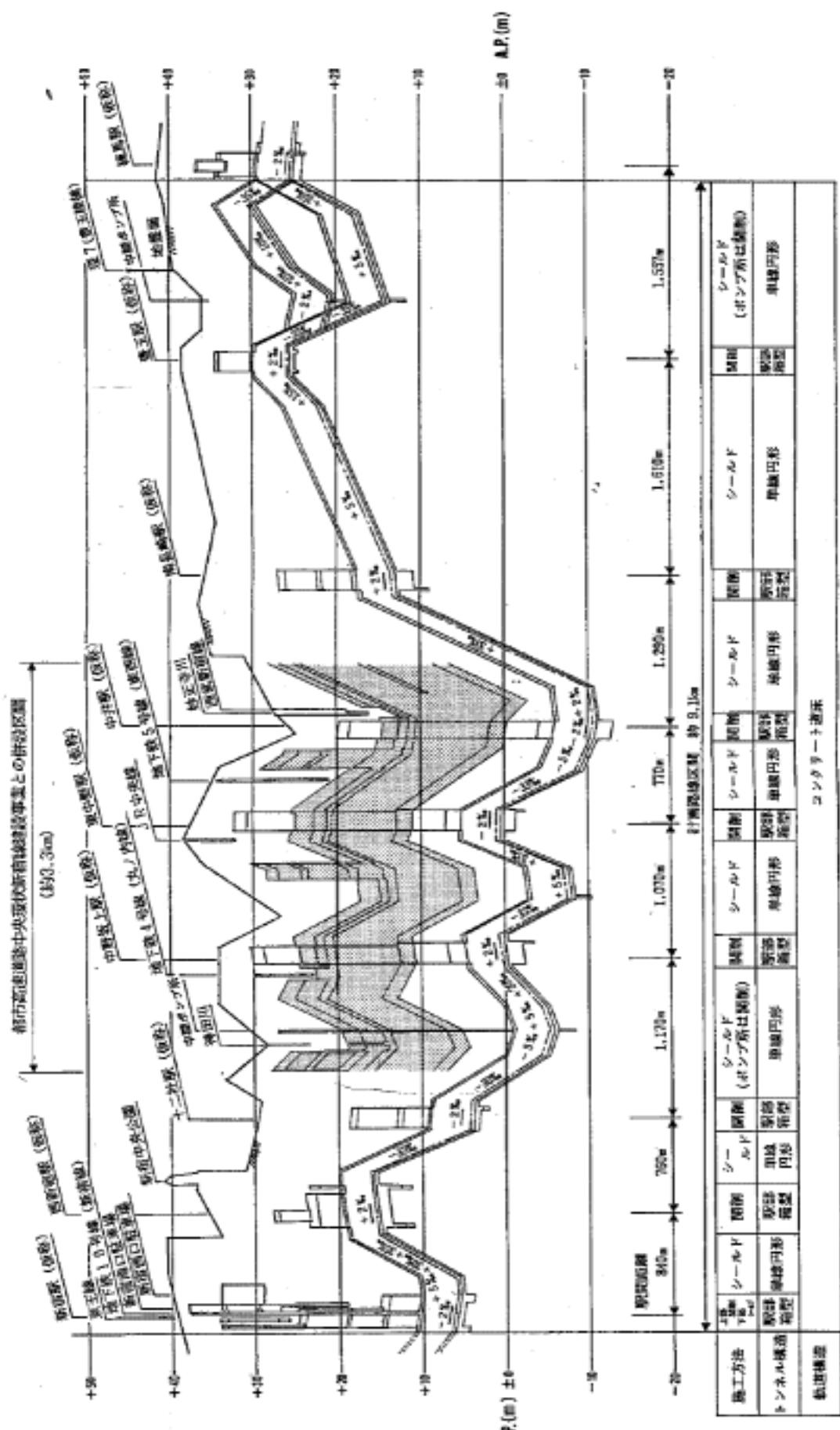


圖2-2-2 地質地圖

卷之三